

藤沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

藤沢市長
鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第 7 1 号

藤沢市財務規則の一部を改正する規則

藤沢市財務規則（昭和 3 9 年藤沢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中第 2 2 号を第 2 3 号とし、第 1 4 号から第 2 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

(14) タクシー借上料及び E T C 利用料

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (藤沢市下水道事業の財務の特例を定める規則の一部改正)
- 2 藤沢市下水道事業の財務の特例を定める規則(昭和 4 4 年規則第 4 9 号)の一部を次のように改正する。
- 第 7 4 条第 1 号中「第 1 4 号から第 1 7 号」を「第 1 5 号から第 1 8 号」に改める。
- (藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則の一部改正)
- 3 藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則(昭和 4 6 年規則第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 3 条第 1 号の表中

「

第 2 3 条 第 2 項第 1 8 号	需用費	診療材料費、給食材料費、医療消耗備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費及び貯蔵品
	ものと し、食糧 費を除く	ものとする

」

を

第 2 3 条第 2 項第 1 9 号	需用費（食糧費 を除く。）	診療材料費、給食材料費、医療消 耗備品費、消耗品費、燃料費、印 刷製本費、修繕費及び貯蔵品
------------------------	------------------	---

に改める。